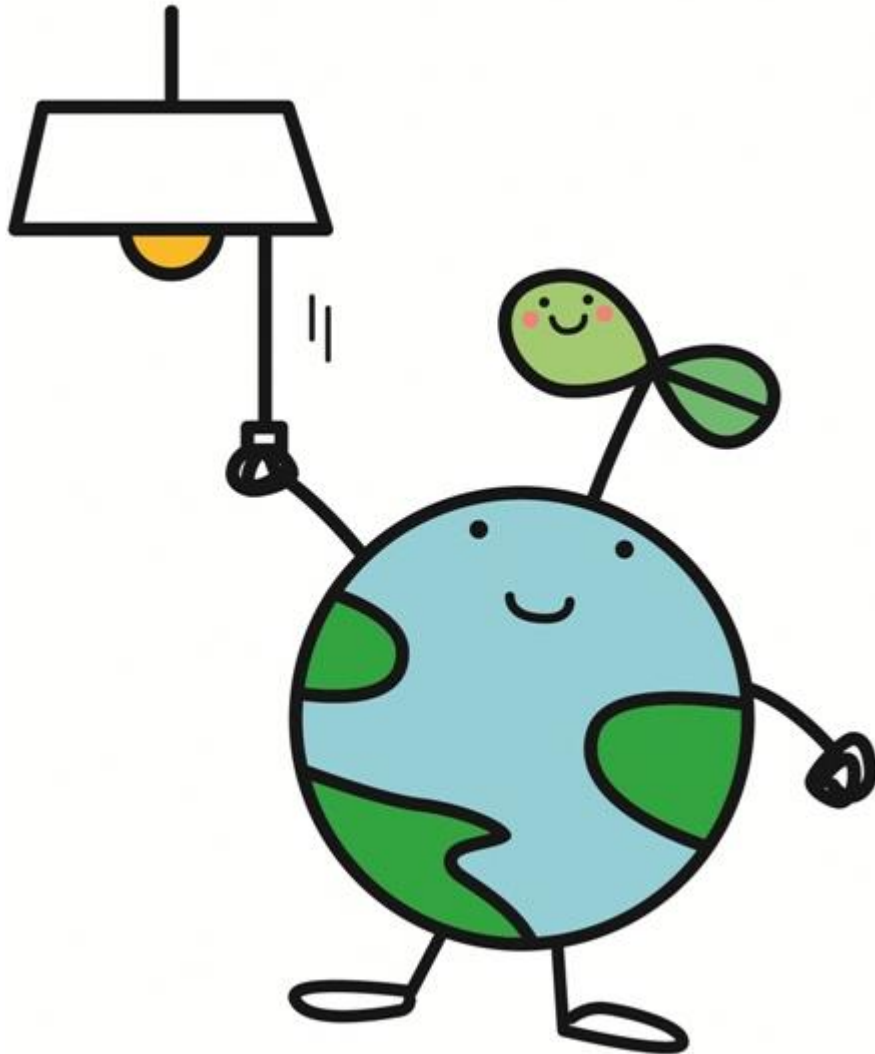


事業者向け省エネ設備更新事業補助金
募集案内（令和7年度）



福島県経営金融課

令和7年7月

目次

1	事業の目的	2
2	申請期限等	2
3	事業の対象者	3
4	補助金の交付対象事業	5
5	補助対象経費	5
6	補助額	6
7	補助事業の期間	7
8	事業の流れ	7
9	申請までのステップ！！（①～③）	8
①	更新導入したい省エネ設備の確認	8
②	申請書、計画書の提出	8
③	交付決定	10
10	いよいよ事業実施！！（事業の着手から完了まで④～⑥）	10
④	事業の着手	10
⑤	事業の執行状況報告	11
⑥	事業の完了報告	11
11	補助金の交付（⑦～⑨）	11
⑦	実績報告	11
⑧	事業実績の確認及び額の確定	12
⑨	補助金の支払い	12
12	事業の実施後の留意事項	12
(1)	財産の管理等	12
(2)	会計帳簿の整備等	13
13	事業に関する問い合わせ先	13

事業者向け省エネ設備更新事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）を確認してください。

1 事業の目的

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、2021年（令和3年）2月の県議会において、知事が2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、また、新たな県総合計画に地球温暖化対策を主要施策として位置づけました。

「福島県2050年カーボンニュートラル」実現に向け、事業者の役割として、事業活動におけるライフサイクルを通じた環境負荷の低減のため、効果的・効率的な地球温暖化対策を幅広い分野で自主的かつ積極的に実践し、製造工程における省エネルギー対策や環境と経済に配慮した持続可能なビジネススタイルの取組を実施していく必要があります。

本事業は省エネルギー（以下、「省エネ」という。）効果が高い機器や設備（以下、「省エネ設備」という。）の更新に要する経費の一部を補助することで、事業者の省エネを推進することを目的としています。

2 申請期限等

（1）申請期間

令和7年7月17日（木） ～ 令和7年8月29日（金）まで

※予算の範囲内で事業を実施するため、申請期限前であっても募集を締め切る場合があります。

（2）申請方法

経営金融課ホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/r7-shouene.html>）

より申請様式、「ゆびナビぴらすシステム」申請の手引きをダウンロードの上、「ゆびナビぴらすシステム」より電子申請してください。

（https://fukushima_portal.ubinavi-plus.com/yb/page/portal_base.php?mode=56）

※ **申請は上記システムからの電子申請のみ受け付けます。**

※郵送や持参による申請は受け付けませんのでご注意ください。

（ただし、指定された添付資料については郵送可）

詳しくは次頁を御覧ください。

3 事業の対象者

次の(1)～(3)のすべてに該当する者。

- (1) 県内の事業者のうち、省エネ設備の更新導入を行う建物又は設備を所有している者
(賃借している建物を含む。)
- (2) 県が実施する省エネに関する事業において、事例発表等に協力する者
- (3) 福島県環境共生課が実施する「ふくしまゼロカーボン宣言」事業に参加する者

【解説】

1 「県内の事業者」とは、県内に事業所があり事業活動を行っている次の各号に該当する者をいいます。

- (1) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条で定められる小規模事業者
- (2) 中小企業支援法第2条第1項に定められる中小企業者
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律第3条で定められる中小企業団体（事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）、商店街振興組合法第2条に定める商店街振興組合及び連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化法及び振興に関する法律第3条に定める生活衛生同業組合及び連合会
- (4) (1)～(3)のほか県内に事業所を置き事業活動を行う者で、その他知事が定める者

その他知事が定める者

一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人、その他これらに類するもの

2 次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者にはなりません。

- (1) 大企業（中小企業の定義の基準に該当しない企業をいいます。）又は「発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること」のいずれかに該当する事業者等（みなし大企業）。

中小企業の定義

業種 ^{※1} (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は出資の総額 ^{※2}	常時使用する従業員の数 ^{※2}
①「製造業」「建設業」「運輸業」	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「小売業」	5千万円以下	50人以下
④「その他の業種（①②③を除く）」 ^{※3}	5千万円以下	100人以下

※1 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

※2 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。

※3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする事業者等。
- (3) 公序良俗に反することを事業目的とする事業者等。
- (4) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする事業者等。
- (5) 補助金を支給決定する前に倒産（破産手続開始、再生手続開始、更正手続開始若しくは

特別清算開始の申立をいう。)した事業者等。ただし、再生手続開始の申立(民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立をいう。)又は更正手続開始の申立(会社更生法第17条に規定する更正手続開始の申立をいう。)を行った事業所において事業活動を継続する見込がある事業者等を除く。

3 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している者は交付対象者から除く。

(1) 役員等(提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

○ 「ふくしまゼロカーボン宣言事業(事業所版)」への参加について

「ふくしまゼロカーボン宣言事業(事業所版)」は、県内すべての事業所に取り組んでいただきたいものとして県が示す地球温暖化対策に取り組むことを事業所に「宣言」してもらい、県民総ぐるみの地球温暖化対策の推進と環境配慮意識の醸成を図る事業です。

補助事業者には、当事業に参加していただき、実績報告の際に、参加したことがわかる書類を提出していただきます。

※ 詳細及び申請方法は、県環境共生課のホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/r7-zero-carbonsengen-jigyosyo.html>)

○ 「ふくしま省エネ(LED照明等)J-クレジットクラブ」への入会(任意)について

地球温暖化対策は喫緊の課題であり、知事が2050年までに脱炭素社会の実現を目指す「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言しており、県の重要施策になっています。このため、省エネ(LED照明等)設備更新事業者にはJ-クレジットクラブに入会(任意)することで、地球温暖化対策の推進と環境配慮意識の醸成を図る一翼を担っていただくこととなります。

なお、実績報告時の際、入会届、あるいは入会しない意向の申出書いずれかの様式を提出していただき、入会届を提出された事業者は、LED照明設備導入前後の設備情報を記載する様式についても、本補助金に関する書類と一緒に提出していただきます。

※詳細は、県環境共生課のホームページをご確認ください。

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/f-jcredit-led.html>)

4 補助金の交付対象事業

省エネ設備の更新導入を行い、県内事業者の省エネ推進を図る事業です。

ただし、以下に掲げるものを除きます。

- (1) 中古品の設置その他これに類するもの。
- (2) 交付決定前に着手（発注、購入、契約等）しているもの。
- (3) 国や県、市町村等から補助金を受けているもの。

【解説】

- 1 省エネ設備とは以下に掲げる設備をいいます。

- ・ 高効率照明（既存設備の更新導入に限る）

※ただし、メーカーカタログ等により現在使用している設備と比較して年10%以上の消費電力量の削減が確認できる必要があります。

- 2 1の記載にかかわらず次に掲げる経費は補助対象となりません。

- ・ 補助事業の目的に適合しないもの
- ・ 交付決定前に着手（発注、購入、契約等）したもの
- ・ 国や県、市町村等から補助金を受けているもの
- ・ 自社内部等の取引によるもの
- ・ 組合が当該組合員から調達するもの
- ・ 中古品、オークション品（インターネットオークション含む）の購入

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、省エネ設備の更新導入にかかる次に掲げる経費のうち、必要かつ適当と認められる経費です。

補助対象経費
・ 省エネ設備の更新導入を行うために必要な消耗品、備品の購入費 ・ 省エネ設備の更新導入を行うために必要な工事請負費 ・ 省エネ設備の更新導入に伴い発生する既存設備の撤去費用 ・ 省エネ設備の更新導入を行うために知事が必要と認める経費

【解説】

- 1 既存設備の撤去に係る工事費について

更新のための既存設備の撤去に係る費用は対象となります。

撤去を行った場合は、適正な処分を依頼したことを証する書類（産業廃棄物管理票（マニフェストA票）又はこれに類するものの写し等）を実績報告書に添付する必要があります。

- 2 新築又は増築する場合の取扱いについて

この事業は、これまでのエネルギー使用状況と比較し、省エネが推進されたことを普及啓発することが主目的となりますので、これまでの状況と比較することのできない新築・増築については対象となりません。

6 補助額

事業に必要な経費から寄付金その他の収入の額を控除した額（消費税及び地方消費税を除く。）に下表の補助率を乗じた額となります。

補助率	補助金額の上限
1／2以内	800千円

※算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

【解説】

- 1 他の補助金との重複受給について
更新導入しようとする省エネ設備が他の補助金給付を受けている又は受ける予定の場合には、本補助金の補助対象となりません。
- 2 補助金額について
補助金交付申請書（交付要綱 様式第1号）、補助金計画書（交付要綱 様式第2号）提出時に記入した総事業費（補助対象経費）・補助金申請額の範囲内で補助金額を決定します。
総事業費（補助対象経費）が増額する場合には、変更承認申請を提出のうえ、県の承認をえる必要がありますが（11 頁参照）、補助金額は補助金交付申請書、補助金計画書に基づき当初に交付決定した金額（＝当初交付決定額）までとなりますので御注意ください。
- 3 補助対象事業者の決定について
申請内容を確認し順次対象事業者を決定します。
申請採択は申請受理から1～2か月を要します。

7 補助事業の期間

補助事業の着手（契約、発注など）から完了（施工者への精算完了）までを事業期間といいます。
令和7年12月末までに完了するように計画（様式第1号、第2号に記載する「完了期日は令和7年12月末日」としてください）して記入してください。

8 事業の流れ

〔事業実施スケジュール〕

時期	補助金事務局		事業者（申請者）
令和7年 7月17日～ 8月29日ま で		←	① ゆびナビぷらすシステムによる申請 ・補助金交付申請書（様式第1号） ・補助金計画書（様式第2号） ・その他必要な書類 ※設備更新費用が50万円（税抜き）を超え る場合は2社以上の見積書が必要になり ます。
申請書受領後 1か月程度	②計画書の内容について、補助 要件に適合するか審査。 審査結果を事業者へ通知 （補助金の交付決定）	→	ここで補助事業者が決定しま す。全ての事業者が補助を受け られるとは限りません
交付決定後		←	③事業の着手 ※事業の着手（契約、発注、購入など）は交 付決定後に行ってください。 ※交付決定前に事業に着手した場合、補助対 象外になります。
別途指示のあつ た日	④執行状況の確認	→	⑤県から求められた場合には、事業の執行状 況を報告
令和7年12月 末まで		←	事業の完了（施工者への支払い日、クレジット払いの場 合はクレジット会社から引き落としがあった日） ⑥事業の完了報告提出
事業完了から 30日以内		←	⑦事業の実績報告提出 ※事業完了から30日以内又は令和8年 1月30日のいずれか早い日までに提出し てください。
実績報告提出後 30日以内	⑧事業実績の確認 （書類、現地）	→	⑨検査対応
実績報告提出後 30日以内	⑩補助金の額の確定	→	
額の確定後速や かに		←	⑪補助金交付請求書の作成、請求
請求書受理から 30日以内	⑫請求内容の確認、支払い	→	

〔事業実施年度以降〕

※県で開催するセミナー等において、県から依頼があった際は「事例発表」等に協力すること。
また、県の求めに応じて、電気使用量等のデータ提供について協力すること。

9 申請までのステップ!! (①～③)

①更新導入したい省エネ設備の確認

この補助事業で更新対象としている省エネ設備は高効率照明（LED等）のみです。設備の更新においては条件がありますので、カタログや製造メーカーへの確認を行ってください。

【省エネ設備】

- ・ 高効率照明（LED等）

【条件】

- ・ メーカーカタログ等により現在使用している設備と比較して年10%以上の消費電力量の削減が確認できること。

【消費電力量の削減率の計算】

※ 同一条件において年間消費電力量（kWh）を算出し、新旧設備の比較をしてください。
年間消費電力の算定が困難な場合は、定格消費電力（kW、W）による比較を行ってください。

※ 設備が経年劣化等により、消費電力量がカタログスペックより大きく増加していると思われる場合や、設備が古く既存設備の消費電力量が確認できない場合は、工事の施工業者や設備の製造メーカー等に消費電力量の計測、算定を依頼してください。施工業者やメーカーが計測、算定したことが書類上で確認できる場合に限り、その数値を使って比較することを認めます。

※ 新旧設備の年間消費電力量の計算内容が分かるように記載してください。

②申請書、計画書の提出

補助金の交付を受けようとする事業者は、令和7年度事業者向け省エネ設備更新事業補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければなりません。

知事は、申請書の提出があった場合には、補助要件に適合するかどうか審査し、予算の範囲内で補助対象者として指定、通知します。

※ 申請書を提出したとしても、審査の結果、補助対象外となる場合がありますので予めご了承ください。

ア 提出書類

- ・ 事業者向け省エネ設備更新事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業者向け省エネ設備更新事業補助金計画書（様式第2号）
- ・ その他知事が必要と認める書類

（p.9 申請書類一覧・提出方法をご確認ください。）

※ 申請書類をすべてそろえたうえで申請くださるようお願いいたします。

※ 書類に不足や不備がある場合、電話やメールにより対応をお願いする場合があります。

イ 申請期限

令和7年8月29日（金）17：00まで

※ 予算の上限を上回る申請があった場合は、申請期限前であっても申請を×切る場合がありますのでご注意ください。

ウ 申請方法

- ・ ゆびナビぶらすシステムにより交付申請書等を登録し提出（※経営金融課ホームページ掲載の「ゆびナビぶらすシステム」申請の手引き参照のこと）

https://fukushima_portal.ubinavi-plus.com/yb/page/portal_base.php?mode=56

- ・ その他の添付書類については、メール又は郵送で提出

※ 交付申請書の受付はゆびナビぶらすシステムのみとなりますのでご注意ください。

☆ 申請書類一覧・提出方法

※ 書類をすべてそろえたうえで申請くださるようお願いいたします。

※ 補助金計画書 p.1 に添付書類チェックリストがあります。提出漏れがないようご注意ください。

＜ゆびナビぷらすシステムにより提出＞

- (1) 事業者向け省エネ設備更新事業補助金交付申請書（様式第1号）
⇒ システムで画面上の指示に従って事業者名や補助金交付申請額を入力し、作成。入力作業全体が完了すると、受付完了メールとともに手元に控えの申請書が届きます。
- (2) 事業者向け省エネ設備更新事業補助金計画書（様式第2号）
⇒ 様式に必要な事項を入力したエクセルファイルをシステムの画面上の指示に従い、添付ファイルとして登録
- (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書及び役員一覧（交付要綱様式第2の2号及び第2の3号）
⇒ ワードの様式に必要な事項を入力し、PDFに変換したファイルをシステムの画面上の指示に従い、添付ファイルとして登録
- (4) 補助対象経費の算定根拠となるもの（見積書等※有効期限内であることに留意）
※ 設備更新費用が50万円（税抜）を超える場合は、2社以上から見積書を徴収すること。また、見積は資本関係、または3親等以内の人的関係のない事業者から取得すること。
⇒ 見積書等をPDFに変換したファイルをシステムの画面上の指示に従い、添付ファイルとして登録
- (5) 消費電力量削減率の算定根拠となるもの（仕様書、カタログ、メーカーによる提案書等）
※ 既存設備（現在使用しているもの）及び更新設備、両方について添付すること。
⇒ 仕様書等をPDFに変換したファイルをシステムの画面上の指示に従い、添付ファイルとして登録

＜メール又は郵送により提出＞

- (1) 登記事項証明書（商業登記）【法人のみ】
- (2) 登記事項証明書（設備を更新する建物の不動産登記）又は賃貸契約書等の写し
- (3) 直近の法人税確定申告書の写し【法人のみ】
- (4) 直近の所得税確定申告書の写し【個人事業主のみ】
- (5) 県税の納税証明書（未納がない証明書）
- (6) 住民票の写し【個人事業主のみ】
- (7) 事業者及び施設の概要資料（パンフレット、HP、建物の外観写真等）
- (8) 事業を行う建物の平面図、設備更新の内容がわかる概略図等
※ 既存設備（現在使用しているもの）及び更新設備の場所、数量等がわかるようにすること。
- (9) 事業を行う建物の外観及び既存設備の状況が確認できるカラー写真
※ 既存設備（安定器の種類ごと）の品番又は型番、消費電力が確認できるようにすること。また、設備の更新を行う部屋等の全体写真（部屋内既存設備が全て確認できるような写真、複数枚にわたっても可）も提出すること。
- (10) 補助金振り込み口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）等が確認できる部分のみ）

- ⇒
- メールでの提出方法
福島県庁経営金融課の省エネ設備更新事業用のアドレス
syouene@pref.fukushima.lg.jp あてに各書類をPDFに変換したファイルを添付して送信してください。なお、メールの件名には申請する事業者名を記載してください。
 - 郵送での提出方法
「〒960-8670 福島県庁経営金融課あて」で、申請者名に加え「省エネ設備更新事業関係書類 在中」と記載のうえ、郵送してください。
※ 県庁あての郵便物は郵便番号「960-8670」の記載のみで届きます。

【留意事項】

- 1 申請書を始め申請書類の記載の内容について、補助要件に適合するかどうかを審査し、福島県経営金融課より審査結果を事業者へ通知します。
- 2 申請書等の不足や不備等がある場合には、電話やメールにより対応をお願いする場合があります。
- 3 申請書類をスマートフォン等で撮影した画像で提出することはしないでください（内容の確認が困難になります）。
- 4 予算の範囲内で補助事業を実施するため、**実績報告時に総事業費が増加したとしても、補助金は当初交付決定額までの支払いとなりますので御注意ください。**

○ ふくしま省エネ（LED照明等）Jークレジットクラブについて

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/syouene-jcreditclub.html>)

- ・ 県では、「ふくしま省エネ（LED照明等）Jークレジットクラブ」の設立、入会促進等を通じ、県内事業者が省エネルギー設備に更新することにより生み出される「環境価値（温室効果ガス排出量の削減効果）」を国のJークレジット制度を活用して、「クレジット」化します。「クレジット」を売却することで得られる収益は、本県の省エネルギー対策等の取組に活用してまいります。
- ・ 趣旨にご賛同いただける事業者は、補助金実績報告時にふくしま省エネ（LED照明等）Jークレジットクラブ入会届の提出をお願いします。
※ 事情により同意いただけない場合は、「ふくしま省エネ（LED照明等）Jークレジットクラブ」に入会しない意向の申請書の提出をお願いします。
※ 上記「入会届」又は「入会しない意向の申出書」の様式のどちらかを選択してください。
※ 上記「入会届」又は「入会しない意向の申出書」の様式のダウンロードは、県経営金融課ホームページからお願いします。

③交付決定

県は、②の交付申請に基づき、事業が採択された補助事業者に対し、交付予定額、交付の条件等について記載した交付決定通知書を送付します。

10いよいよ事業実施！！（事業の着手から完了まで④～⑥）

④事業の着手

事業の着手は、交付決定後に行ってください。

※交付決定前に事業に着手していることが確認された場合は補助金をお支払いできません。

☆補助事業の計画変更

補助事業者は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかに県に報告し、その指示に従ってください。

事業の変更（中止・廃止等）に際しては、事業者向け省エネ設備更新事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（交付要綱様式第3号）を提出してください。

【変更承認申請が必要なものの例】

- ・事業期間の変更
- ・補助対象経費が増額する場合又は20%を超えて減額する場合
- ・更新設備の変更

但し、製造中止等による型番変更、照明色変更や更新設置位置等、設備上の軽微な変更を除く（実績報告時に、理由書・カタログ等仕様明細の添付をしてください）。

⑤事業の執行状況報告

補助事業者は事業の進捗状況について、県から求められた場合には、事業者向け省エネ設備更新事業実施状況報告書（交付要綱様式第4号）により報告してください。

⑥事業の完了報告

補助事業が完了後、速やかに、事業者向け省エネ設備更新事業補助金完了報告書（交付要綱様式第5号）を提出してください。

なお、完了報告書に記載する「事業完了日」は、設備更新等に係る施工業者への支払完了日、又はクレジット会社から引き落とされた日になります。

また、完了報告書の作成日は「事業完了日」と同一年月日にしてください。

1 1 補助金の交付（⑦～⑨）

⑦実績報告

補助事業者は、事業が完了したときは、完了の日から30日を経過した日までに、事業者向け省エネ設備更新事業補助金実績報告書（交付要綱様式第6号）により、県に報告してください。

ア 提出書類

- a 事業者向け省エネ設備更新事業補助金実績報告書（交付要綱様式第6号）
- b 省エネ設備の更新導入を行った建物、省エネ設備の概要が確認できるカラー写真
 - ※ 更新設備の品番又は型番（種類ごと）が確認できるようにすること。また、設備の更新を行った部屋等の全体写真（部屋内更新設備が全て確認できるような写真、複数枚にわたっても可）も提出すること。
- c 事業の着手が確認できる書類（次の内いずれか1種類必須）
 - ・注文書の写し
 - ・注文請書の写し
 - ・契約書の写し
 - ・メール、ファックスでの注文の場合は、注文時のメール画面を印刷したもの、送信したファックスの写し
 - ・インターネット注文の場合は、注文時の画面を印刷したもの
 - ・電話等口頭注文の場合は、日付、注文先、注文元、注文設備型式・数量が確認できる任意の書面
- d 支出が確認できる書類
 - ・設置設備の型式、数量が確認できる請求書の写し（必須）
 - ・領収書の写し又は銀行等で振入したことが分かる書類（必須）
 - ・クレジット払いの場合は、該当設備（型式明示）が含まれたクレジット会社からの

請求書、該当設備が含まれた金額が引き落とされたことが確認できる通帳の写し（必須）

※ ポイントが付与されていた場合、「値引き」として取り扱います。このため、その分は補助対象経費から控除（差し引いて）して記載してください。

e 既存設備を撤去した場合には適正な処分を依頼したことを証する書類（産業廃棄物管理票（マニフェスト A 票）又はこれに類するものの写し等）（必須）

※ マニフェスト A 票には、「ガラスズ」、「鉄クズ」、「水銀使用照明の場合は、水銀」と、これら3点が明記されていることを確認してください。

※ マニフェストを発行せずに、施工業者等に既存設備の撤去、処分を依頼した場合は、適正に処分する（した）旨を記した文書（任意様式）を施工業者に提出してもらってください。その際、処分した設備の型番や数量が確認できるよう依頼してください。

f 福島県環境共生課が実施する「ふくしまゼロカーボン宣言」事業に参加したことがわかる書類（必須）

※ 当宣言事業における電子申請時の受付番号、受付日時が確認できる画面の写し、メール文等を添付してください。

g 「ふくしま省エネ（LED 照明等）J-クレジットクラブ入会届」

※ 様式は、県経営金融課ホームページよりダウンロードしてください。

h 「ふくしま省エネ（LED 照明等）J-クレジットクラブ入会しない意向の申出書」

※ 上記 g か h の様式のどちらか一つを選択してください。

※ 様式は、県経営金融課ホームページよりダウンロードしてください。

i 「ふくしま省エネ（LED 照明等）J-クレジットクラブ」に関する「LED 照明設備導入前後の設備情報」の様式

※ 上記 g の「ふくしま省エネ（LED 照明等）J-クレジットクラブ入会届」を提出された事業者は合わせて提出してください。

※ 様式は、県経営金融課ホームページよりダウンロードしてください。

j その他知事が必要と認める書類

イ 提出方法

電子メール又は郵送

ウ 提出先

福島県商工労働部経営金融課（〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16）

E-mail : syouene@pref.fukushima.lg.jp

⑧事業実績の確認及び額の確定

県は、実績報告書を受領した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知します。

⑨補助金の支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、事業者向け省エネ設備更新事業補助金交付請求書（交付要綱様式第 7 号）の提出依頼をメールで通知しますので、本請求書を県に提出してください。

県は、同請求書の受領後、30 日以内に補助事業者へ補助金を交付します。

12 事業の実施後の留意事項

（1）財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営

を図らなければなりません。また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に取得財産処分承認申請書により知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったと認めるときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

（交付要綱第15条）

（2） 会計帳簿の整備等

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした書類（※）を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

ただし、機械器具の購入に関する書類については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。

なお、本補助事業は国庫補助金を活用したものですので、会計検査院の検査対象となります。

※ カatalog、仕様書、見積書、注文書の写し、契約書又は注文請書、納品書、請求書、領収書等支払いを証する書類及び会計帳簿等。

（交付要綱第16条）

13 事業に関する問い合わせ先

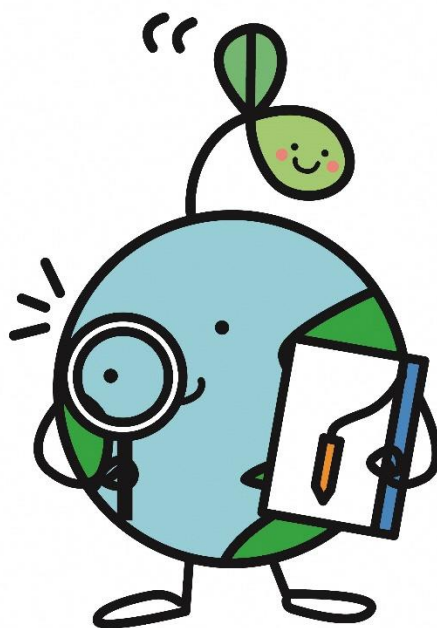
福島県商工労働部経営金融課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16

電話：024-521-7288

E-mail：syouene@pref.fukushima.lg.jp

URL：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/r7-shouene.html>



福島県の地球環境保全のキャラクター
「エコたん」